

## 種苗法「改正」の中止を求める意見書

政府は「種苗法改正案」を先の国会に提出し、6月17日の衆議院本会議において継続審査とすることが決まりました。

政府の「種苗法改正案」によると、登録品種を農家が自家増殖する場合、育成者権者の許諾が必要となるとしています。このことは、育成者権者にとって大変有利である一方、これまで認められてきた農家の自家増殖の権利を著しく制限するとともに、許諾の手続きや費用、新たな種子の購入等の負担が発生することとなり、日本の農業を支えてきた小規模農家の経営を圧迫し、ひいては地域農業の衰退を招きかねません。

農林水産省は「種苗法改正案」について「日本国内で開発された優良品種の海外流出防止のため」であることを強調していますが、かつて同省は「種苗などの国外への持ち出しを物理的に防止することは困難であり、海外において品種登録を行うことが唯一の対策である。」としており、海外での育成者権者の保護強化のために国内農家の自家増殖を禁ずる必要性はありません。

また、地域の中小的種苗会社が品種登録をする資金的な余裕がない場合、高額な登録料を支払うことのできる特定の民間企業による種子の独占や市場の寡占化が進み、農家や消費者の選択肢をより一層制限することになります。

以上のことから、地域農業や農家、消費者の権利を守り、安定した農作物、食料確保のため、種苗法改正を中止するよう強く要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和2年6月19日

伊 那 市 議 会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

農林水産大臣